

Ver: 19^a1128

EB-5 PILOT PROGRAM

INFORMATION KIT

弁護士法人イデア・パートナーズ法律事務所

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-2-6 エビスファイブビル Phone (03)6416-5662 Fax (03)6416-5663
Copyright ©弁護士法人イデア・パートナーズ法律事務所 All Rights Reserved.

投資による移住

米国のように豊かで寛大な国ですら 民の数には制限があります。そのため、 民を制限する米国法が多く存在し、議会において毎年改正され、より強固な制限のある法案が可決されています。それでも、米国に投資し、進んで社会の発展に寄与する一員になろうとする 民は、以前より歓迎される傾向にあります。

米国政府は、投資による 住というプログラムを創出し、そのプログラムは永住権の取得を望んでいる多くの人の関心を集めています。

このプログラムは、投資家に事業投資の配当を受ける機会を提供するだけでなく、永住権(グリーンカード)を取得する機会をも提供しています。言い換えると、投資家は投資からの利潤を得ることができると同時に、本人およびその家族の永住権を取得することも国籍を取得することも可能としております。

以下2つの主な条件を満たすことを前提として、投資に関しての多くの選択権が存在します。

1. 投資家は、米国 民局が指定する地域センター (Regional Center)内の事業に 100 万ドルまたは 50 万ドルの投資を行う。
2. 新しい事業は米国経済に利益を与えなくてはならず、間接的であるにしても 10 人の米国従業員の仕事を創出しなければならない。従業員には投資家の配偶者や子供たちは含まれない。

これらの投資条件および申請者自身 (健康状態などを含む) に関する基準となる条件が満たされた時、投資家、配偶者、および 21 歳未満の未婚の子供は 2 年間の条件付き永住権を取得することができます。現時点においては、申請期間 (政府の審査) に 24 ヶ月以上、申請準備期間 3 ヶ月程度掛かっております。

第 2 段階は 21 カ月後です。 住を望まれる投資家が、投資を継続させ他の条件が満たされた場合、 住した最初の日付に遡り、条件付きの地位撤回の申請を行います。婚姻法と同様、投資家が最初に永住権の認可を受ける時点で条件が付加されます。これは、投資家が永住権の認可を受け取った直後に投資を打ち切ることがないようにするためです。

最後に、合法的に永住してから 5 年後に全ての条件が満たされた場合、投資家、配偶者や家族は米国市民権の申請 (米国籍取得の申請) をすることができます。認可が下りれば米国市民となります。

プログラム参加のタイミング

この法律は、現在 2019 年 12 月 20 日までの延長は確定しておりますが、申請を完了するための申請準備には平均 2 ヶ月～3 ヶ月かかる為、12 月 20 日までの申請は基本間に合わない状況です。従いまして、次回の延長内容を確認されるまで、当事務所では投資などは控えられることをお勧めしております。EB-5 にご興味がある方には、この待ち期間の間に EB-5 に関する正しい知識を得て頂くために無料の個別相談を設けております。ご興味がございましたら、WEB フォームあるいは、お電話でお申し込みください。

当事務所の役割

投資による永住プログラム (EB-5 プログラム) の要点を次に挙げます：

このプログラムの条件や米国法に従うために資本投資をすることで、あなたと家族は永住権取得者になり、選択次第で米国市民になることもできます。但し、残念ながら、このプログラムの条件も米国法も複雑で容易に理解できるものではありません。例えば、この投資プログラムの資格を得るために不可欠な USCIS (米国 民帰化局) の書類全部を記入する援助は誰がするのでしょうか？永住権を維持し希望によっては米国市民になるまでの必要な条件をあなたが満たしているかどうか確認するのは誰でしょうか？

当事務所はこれらを担当し、お手伝いさせていただきます。あなたがこのプログラムに参加したいと決心をした瞬間から、永住権を取得する瞬間までのステップにおいて当事務所はあなたを援助し続けます。

申請作業のあらゆる段階におけるあなたの代理

当事務所の弁護士および協力 民弁護士は、状況の確認と取得の可能性の診断、申請準備、最初の 民局の請願書から最後のアメリカ大使館での申請に必要な申請者に関する書類を作成し提出します。但し、投資プロジェクト (以下※1) に関する申請書類に関しては、当事務所が関与することができませんので、申請者をご選択されたプログラム運営会社にご用意していただく必要がございます。 民局の請願手続きを行うには、当事務所が作成した申請者に関する書類とプログラム運営会社が用意した投資プロジェクト資料の 2 点が必要となります。

※1 投資プロジェクト (プログラム運営会社) : 米 民局が指定する地域センター (Regional Center) 内で投資事業を創設し運営、 理を行っている会社。全米で 1000 以上のプログラムが存在するが、実際に事業を運営し永住権取得の経験があるプログラム運営会社は少ない。

以下のような目的をお持ちの方が実際にこのプログラムに参加されています

EB-5 プログラムには、ビジネスチャンス、シニアライフ、子供の教育など、様々な目的で参加されています。参加をご希望になる方には、たとえば、以下のような方がいらっしゃると思います。

- ご家族で 住をお考えの方
- ハワイ、ニューヨーク、カルフォルニアなどへ 住をお考えの方
- アメリカで事業経営をお考えの方
- アメリカの大学を卒業後（本人若しくはお子様）、継続してアメリカでの生活を望んでおられる方
- アメリカ駐在任期終了後、お子様の為に継続してアメリカでの生活を望んでおられる方
- お子様の留学をお考えの方、またはご家族で留学をお考えの方
- 就職をお考えの方
- リタイア後、日本の年金を得ながらアメリカ滞在をお考えの方、アメリカにセカンドハウスをお持ちの方

◆ チェックリストと手順

ご参考までに下記のチェックリストはあなたの申請において必要となる一部の書類です。

政府に対して提出する書類は個々により大きく異なってまいります。

- 極秘質問書
- 投資完了書類（一式）

以下に挙げる個人に関する書類のコピーを提出する：（次のページにそれぞれの詳細があります）

- 履歴書
- 申請書に含まれる家族全員のパスポートのコピーあるいは身分証明書
- 事業を営んでいる場合は登記簿謄本
- 資金源の証明書
- 申請書に含まれる家族全員の戸籍謄本
- 健康診断書（請願認可後）
- 警察証明書（請願認可後）
- 指紋（請願認可後）

以下に挙げる書類を読み署名する：

- 弁護約束同意書
- フォーム I-526 - 外国人投資家による 民請願
- フォーム G-28 - 弁護委任状

情報を完全に揃えることが重要になります。情報が完全である場合にのみ請願認可のための申請書が作成されます。

必要な情報と書類

米国政府が要求する情報は、経験のある弁護士と 民弁護士の指示のもとで準備をすれば、さほど複雑難解なものではありません。事実、米国投資家永住権プログラムは、カナダの投資家永住権プログラムほど多くを要求していません。

- ▲ **質問書**：英語で記入した顧客用質問書が必要です。この質問書は申請者の要望と条件を理解するためと USCIS への提出書類に必要な情報として当事務所の弁護士と協力 民弁護士が必要とするものであり、極秘文書として取り扱われます。
- ▲ **パスポート**：この請願書が取り扱う本人および家族全員の出身国が発行した、現在所持しているパスポートのコピー。
- ▲ **家族に関する証明書**：戸籍謄本（養子縁組による家族は最終決定の文書のコピーが要求されます）離婚または死別の配偶者がいる場合、その婚姻関係が終了したことを示す証明書が要求されます。それぞれの家族構成員についての情報が請願に含まれます。
- ▲ **履歴書**：学歴、職業、事業や投資経験を記した履歴書。最終学校の卒業証明書または他の教育面に関する証明書のコピーが必要です。もし取得可能であれば会社登記簿、事業案内書や申請者の事業に関する情報等または専門的な組織の一員であることを示すことは有利になります。申請者のキャリアや業績に関する書類をできるだけ多く提出して下さい。これらの書類は法律により義務付けられているものではありませんが当事務所は完全な情報により処理を行うことをモットーにしております。
- ▲ **資金源**：資金は合法的に取得したものでなくてはなりません。合法的で法律に違反しないルートから資金が発生していると述べている 民弁護士または官公役場からの証書を提出する必要があります。書面で証明ができない資金は認められない可能性が高いため、証明しやすい資金を使用されることが重要です。合法的な資金の例としては両親または他人からの贈与、遺産、不動産 の売却、事業や株から得た収益やその他の事業の売却や取引等があげられます。不動産評価書、税務会計士による株評価書、銀行による現金残高を証明するオリジナル書状、報告書等の資産価値評価書が必要となります。投資家に属する、またその監督下にあるものとして不動産証書、事業所有権の情報なども提供されなくてはなりません。すべての書類は正式な証明が必要となります。
- ▲ **健康診断書**：請願を認可された後、米国大使館が指定する病院での健康診断が必要になります。一般的には診断の結果、伝染性の疾患でない限り申請を却下されるようなことはありません。しかし、弁護士および協力 民弁護士が法的な観点から資格を判断するために、最初の極秘質問書には正直に記入してください。

- ▲ **警察証明書**： 請願を認可された後、米国大使館の指示の元、申請者は 16 才以上の家族構成員についてその出生国（また、もし米国で地位変更申請する場合は米国から）の警察証明書を取得しなくてはなりません。些細な記録または問題については抹消することが可能ですが、弁護士および協力 民弁護士が法的な観点から資格を判断するために最初の分析質問書には正直に記入する必要があります。

弁護士が行う調査、書類作成及び種々のサポート

- ◆ 投資完了書類の調査
 - ◆ 請願に関する情報の調査
 - 正確または完全でない場合、訂正するかまたは別の情報を提供するよう要求
 - ◆ 民弁護士が USCIS に申請者の請願書の提出
 - ◆ Packet III とフォーム I-485 の提出
 - 請願認可後における申請者の健康診断
 - 請願認可後における申請者の警察証明（指紋）
 - ◆ 在日米国大使館または米国内にある USCIS での面接の準備
 - ◆ 面接により投資家の 民ビザを受領
- ※ この時点で、当事務所のサポートが終了となります。
- ◆ 渡米
 - 民ビザの有効期限内（最大で 180 日）に米国に入国しなくてはなりません。
 - 入国の際に期限付き条件の永住権を取得。この時点から、永住権保持者として米国で自由に生活を送る事が可能となります。
 - 投資家の米国入国から 2 年経過する 90 日前の期限付き条件の撤回の申請
 - 期限付き条件の撤回の申請の時期になりましたら、その時期の 民法及び申請プロセスに見合ったサービス及び費用をご提示致します。他の 民弁護士事務所若しくは、引き続き当事務所のサポートをご利用になられるかをその時点でご判断下さい。（別途費用となります。）

■ 条件無し永住権の取得。全ての手続き終了。

※ この時点で、期限付き条件の撤回の申請手続きが終了となります。

書類はすべて英語に翻訳しなくてはなりません。投資家は英語で書かれたすべての合意書と政府書式申請書に署名しなくてはなりません。

よくある質問 (FAQ)

1. 永住権 (グリーンカード) 取得のメリットは何ですか？

米国永住権の取得を希望する理由は人それぞれです。ご家族、教育、ビジネスのためと様々です。米国が提供する生活環境、教育、自由は世界のどの国にも勝ります。

- ◆ 永住権取得者は、全ての米国人とほぼ同様の恩典を得ることができます (選挙権・被選挙権など一部の権利は認められておりません)。就労が自由となり、その名の通り永住することができます。
- ◆ 個人、会社問わずビジネスの取引においても米国との関係が容易になります。
- ◆ ハワイ、カリフォルニア、フロリダ、ニューヨーク、ワシントン、コロラド等、米国内のどこでも働き、住み、また、ご自分の会社を経営することもできます。
- ◆ 大学、大学院をはじめとして優れた学校が米国には数多くあります。米国市民同様の授業料が適用されるため他の留学生の授業料に比べ格安になります。
- ◆ 他の経済国に比べ、米国内では居住費および生活費が遥かに安く済みます。
- ◆ 米国人学生と同様、働きながら勉学に励めます。その後大学を卒業した後も、継続して自由に仕事に就くことが可能です。また、大学院で勉学を続ける金銭的な余裕もできます。
- ◆ 医学校への入学が容易になる上 (外国人の入学は非常に難しい) 授業料等においても上述の特権が得られます。
- ◆ 永住権を取得して5年後には米国市民になる法的な資格が与えられます。

米国市民になりますと家族を米国に呼び寄せることが可能となります。

- ◆ L、E-2 (駐在)、H 等 (就労ビザ) の非 民ビザには期間及び条件の制限がありますが永住権を取得すれば更新や再申請をする必要はありません。

6. プログラム運営会社が運営する EB-5 投資永住権プログラムは何時でも参加可能なのでしょうか？

参加枠はプロジェクトごとに異なります。

割り当て枠が満たされた場合は次のプロジェクトまで待機することになります。

7. このプログラムと L-1 (管理者転勤)、E-1/2 (条約貿易家投資家) との違いは何ですか？

E-1/2 条約貿易家投資家プログラムでは、非 民者としての一時的な地位しか得られません。事業が終了した時点で非 民者としての地位が消滅します。同様に L-1 も非 民の分類です。E/L ビザは有効期限が決められており、またビザの有効期限がまだ残っていても事業が継続できなければビザが自然消滅となります。しかしながら、EB-5 プログラムの場合、 民者としての永住権が発給されますので、上記のような期間制限や煩わしい延長手続きや新規取得の手続きなどはございません。

8. 誰が永住権 (グリーンカード) を取得できるのですか？

夫、妻、21 歳未満の未婚の子供すべてが含まれます。

9. 職歴や学歴が必要ですか？

規定では投資家はいかなる事業経験も問われません。同様に投資家は、最低限の学歴を要求されることもありません。投資家に対する唯一の要求は、十分な合法的資産と投資が可能かどうかだけです。

10. 参加できない条件は？

犯罪歴や他人に及ぼす恐れのある健康上の障害などは、失格になる可能性があります。罪の重さや病気の種類により異なりますので、申請者は適格であるかどうかを判断するために事前に当事務所にご相談ください。

11. 法律相談とは何ですか？

弁護士がご状況を総合的に分析し、個別のアドバイスを行うサービスです。

多額の投資を行ったにも関わらず永住権が取得できない場合は、クライアント様にとり最悪のシナリオです。その様な結果を事前に防ぐ為に当事務所では、正式に EB-5 プログラムに参加される前に必ず“法律相談”をお受けいただいております。

法律相談では、あなた様の状況及びご要望を弁護士が把握した上で、EB-5 プログラムの規定にきちんと満たされているか否かを確認させて頂くサービスです。

また、ご要望を考慮した上で最も適した方法及びプランをご説明させて頂きます。

ご相談終了後、実際の永住権申請手続きをご希望の方には、弁護士申請サポートにて永住権申請手続きをフルサポートさせていただきます。

12. 米国に毎年どれくらい滞在しなくてはならないのですか？

米国領事館で 民ビザを取得したすべての投資家に対する最初の要求は、大使館からの 民ビザ発給後 180 日以内に米国に入国することです。投資家は、米国に居住地を定めなくてはなりません。居住期間については、カナダと異なり、実際に米国に滞在する期間を投資家に要求しておりません。例えばカナダは、5 年間のうち 2 年間の滞在を要求しています。一方、米国は合衆国法のもと、投資家は居住する「意志」を見せれば良いことになっています。米国の住民は、その職種や職業の性質により海外で働くことが認められています。そのような米国以外に居住する住民に関しては、当事務所はその投資家と家族に対し少なくとも 6 ヶ月に 1 回は米国に再入国することを提案しています。場合により、投資家は日本居住を維持しながら米国に再入国することなく、最長 2 年間米国外に留まることを USCIS に認めてもらう「再入国許可」の発行手続きを行います。

13. 過去において USCIS によってビザの発行を拒否、取り消されたことがある、あるいは入国拒否を受けたことがある、それでも申請できますか？

過去においてビザの却下や入国拒否を受けたことは、虚偽の申告等の重大な問題を除けば必ずしも申請者の欠格事由にはなりません。可能性について確認させていただきますので、まずは弁護士によるビザ・永住権相談をご利用ください。

14. もし、現在合法的地位でない（例えば、現在ビザのないまま米国に滞在している）場合は申請できますか？

昨今、合衆国法は米国に居住している者に対して有効なビザを持っていなくても永住権を申請することを認めています。しかし、他にも多くあるようにこの法律も変化しています。1997 年 9 月 27 日から施行されたのが、非合法的地位の外国人は米国内で永住権の申請を認められないというものです。まず自分の出生国に戻り、米国大使館を通じて申請しなくてはなりません。非合法的地位の例としてビザの期限が切れた後も米国に滞在している、つまり適切なビザのない学生や旅行者などがあげられます。このような場合、USCIS はおよそ \$1,000 ドルの罰金を課しますが、それ以外の申請作業は通常通り進められます。

15. 「合法的に取得した」投資家の資産とは何ですか？

規定に基づき、投資家は資産を合法的な方法で取得したことを立証しなくてはなりません。これは投資家に資産が合法的な事業、収入、投資、地所売却、相続、贈与、融資、またその他の合法的手段により取得したものであることを証明することを要求しています。

16. もし資金が米国やその他の国にある場合でも、投資金を自分の国から送金しなくてはならないのですか？

投資に必要な資金を、どのような場所からでも米国に送金してかまいません。必ずしも資金を自分の国から送金しなくてはならないということはありません。ただし、資金源を証明するに当たり、どの資金を使用するかが EB-5 では非常に重要なポイントとなります。

17. 「条件付き」と「無条件」の永住権の違いは何ですか？

既定ではE B-5 民ビザの認可を受けた投資家は「条件付き」グリーンカード（実際はクリーム色）を受け取るようになります。通常の永住権との相違は、条件付き永住権は2年後に無条件永住権（通常の永住権）に切り替わるということだけです。カードは全く同じで同じ権利と恩典が得られます。

18. 投資家はどのように「無条件」の永住権を取得するのですか？

2年後、 民弁護士は投資家がEB-5申請における規定と条件に従っているということをUSCISに証明します。とくに投資家は投資の継続と雇用が投資事業によって創出／維持する必要条件を証明しなくてはなりません。この手続きは、すべてのビザの不正を取り除くために確立されました。投資が継続して有効であることを証明することにより投資家と家族には期日のない無条件の永住権が発給されます。

19. 「条件付き」について説明して下さい。

投資の目的が雇用創出であるため、USCISは投資家が永住権を取得してすぐ投資を打ち切ることを望んでいません。法律上は最低2年の投資の継続を要求しています。また、プログラム運営会社は、投資案件が実際に 民規定を満たしていることを証明する必要があります。

このプログラムに参加ご希望の場合の今後の作業手順

EB-5プログラムに参加ご希望の方は、事前に弁護士によるビザ・永住権相談をお受けいただきます。

ビザ・永住権相談とは？

多額の投資を行ったにも関わらず永住権が取得できない場合は、クライアント様にとり最悪のシナリオです。その様な結果を事前に防ぐ為に当事務所は、正式にEB-5プログラムに参加される前に必ず“ビザ・永住権相談”をお受けいただいております。

ご相談では、あなた様の状況及びご要望を弁護士が把握した上で、EB-5プログラムの規定にきちんと満たされているか否かを確認させて頂くサービスです。

また、ご要望を考慮した上で最も適した方法及びプランをご説明させていただきます。

ご相談終了後、実際の永住権申請手続きをご希望の方には、弁護士申請サポートにて永住権申請手続をフルサポートさせていただきます。

ビザ・永住権相談をご利用ください。

※ ご相談の前に詳細説明をご希望される場合は個別事前相談コーナーを設けております。

電話 03-6416-5662、あるいはウェブ上 (<http://www.usavisa.jp/EB5>) からお申し込みが可能です。

ご相談の流れ：

Step 1:

ご相談をお受けになる場合は、当事務所のウェブサイト (<http://www.usavisa.jp/EB5>) またはお電話にてご連絡願います。

ご相談費用 (40,000 円税抜) のお支払いはカードまたはお振り込みで承ります。当事務所より相談用質問書を送付させていただきます。

Step 2:

質問書に全てをご記入していただいた上、当事務所にご返送いただきます。全てを正確にご記入下さい。

Step 3:

弁護士が質問書を精査し、診断。

Step 4:

ご相談の結果をご報告させていただきます。遠方の方は、電話面談も可能です。

参加可能性 (民法上) のご報告と EB-5 に関する詳細説明、参加時期および永住権を取得するまでの期間等のスケジュールをお知らせ致します。

(参加時においてプログラム運営会社の投資家枠が既に満たされている場合は次のプロジェクトまで待機して頂きます)

EB-5 投資永住権プログラムの特徴

- 自ら事業の運営に参ら:rrてし豊為わ